

健康保険法施行令等の改正に伴う 横浜市国民健康保険条例の一部改正について

今市会定例会において、国の関係政令の公布を前提とした、平成23年度横浜市国民健康保険事業費会計予算案を提出し、審査いただいております。

予算関連議案（国民健康保険条例の一部改正）については、関係政令の公布等の動向を見ながら追加上程を予定していますが、厚生労働省からの連絡によると、3月25日と30日に公布を予定しているため、今市会会期内での議案上程が困難でありますので、現時点での状況と今後の見通しについて報告します。

1 関係政令案等の現時点での状況

(1) 「健康保険法施行令等の一部を改正する政令案」

《裏面：本市条例の一部改正の内容1関連》

現在、国がパブリックコメントを3月16日まで意見募集中で、厚生労働省からの連絡によると、3月25日の閣議決定を経て、3月30日の公布となる見込みです。

(2) 「国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令案」

《裏面：本市条例の一部改正の内容2関連》

現在、国がパブリックコメントを締め切っており(3月8日まで)、厚生労働省からの連絡によると、3月22日の閣議決定を経て、3月25日の公布となる見込みです。

2 本市条例の一部改正の今後の見通し

今回の国の関係政令案等は、出産時における経済的負担の軽減を図ることや、中間所得者層の保険料負担の軽減を趣旨としたものであり、施行期日は平成23年4月1日となっているため、公布後、できるだけ早く、かつ、遅滞なく条例を改正し、速やかに市民の皆様へ広報・周知することが必要であると考えます。

現在、関係政令の公布等が遅れており、今市会開会中に条例改正議案の上程が困難ではありますが、関係政令の公布後直ちに、市長専決処分により、本市国民健康保険条例を改正したいと考えております。

その場合には、5月開催予定の平成23年第2回市会定例会において報告させていただき、承認をお願いしたいと考えます。

なお、昨年の条例改正時にも、関係政令の公布が遅れるという同様の状況にありまして、市長専決処分により対応させていただいております。

3 平成23年度予算議案との関係

平成23年度横浜市国民健康保険事業費会計予算案は、今回の国民健康保険条例の一部改正を見込んで提出しています。

【参考】 条例の一部改正の内容

《政令改正によるもの》

1 出産育児一時金の支給額見直しに係る改正

(条例第10条、付則第36項、第37項関連)

出産時における費用の経済的負担を少しでも軽減するため、平成23年3月31日までの暫定措置としていた出産育児一時金42万円を恒久化します。

出産育児一時金の支給額	35万円	38万円	42万円	42万円
支給期間	H18. 10. 1 ~20. 12. 31	H21. 1. 1 ~21. 9. 30	H21. 10. 1 ~23. 3. 31	H23. 4. 1~

(産科医療保障 (暫定措置) (恒久化) 制度加算)

《政令改正によるもの》

2 保険料賦課限度額[医療分・支援分・介護分]の改正

(条例第14条、第16条の3、第16条の8関連)

中間所得者層の負担軽減を図るため、保険料のうち医療分、支援分及び介護分の賦課限度額を上げます。

- ・医療分: 1万円の引き上げ(50→51万円)
 - ・支援分: 1万円の引き上げ(13→14万円)
 - ・介護分: 2万円の引き上げ(10→12万円)
- } 計 73→77万円/年(最高限度額)

